

グループホーム花の里かつぼ 認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護) 運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長岡東山福祉会（以下「事業者」という。）が開設するグループホーム花の里かつぼ（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、要支援2及び要介護（要介護1～5）であって認知症の状態にある方について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

- 2 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- 3 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行うものとする。
- 4 共同生活住居における介護職員は、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 5 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとする。
- 6 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 7 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護は、自らその提供する介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 グループホーム花の里かつぼ
- (2) 事業所の所在地 長岡市水穴町393番地

(入居定員)

第4条 この事業所の入居定員は、1ユニット9名、2ユニット9名の計18名とする。

(認知症対応型生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第5条 要支援2及び要介護(要介護1～5)であって認知症の状態にある方について、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものとする。

第二章 人員

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員(以下「職員」という。)の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者(計画作成担当者と兼務) 1名(常勤)
管理者は、職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、職員に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者(管理者、介護職員と兼務) 2名以上(常勤)
計画作成担当者は、次の業務を行う。
 - ア 認知症対応型共同生活介護(介護予防型含む)計画を作成すること。
 - イ 入居申込者の利用に際し、その者に係る医療・福祉サービス事業者に対する照会等により、利用者の心身の状況、当該事業所以外における福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
 - ウ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
 - エ 他の職員に対する技術指導または助言を行うこと。
- (3) 介護職員(うち1名は、計画作成担当者と兼務) 12名以上(常勤・非常勤)
入居者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行うものとする。

2 前項に定めるものの他、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

第三章 設備

第7条 事業所は法令に定められた設備及び所定の備品を備えるものとする。

第四章 入居及び退居

(内容及び手続きの説明と同意)

第8条 事業所は、要支援2及び要介護者であって認知症である方のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない利用者に提供するものとする。

- 2 事業所は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症の診断を受けていることを確認するものとする。
- 3 事業所は、入居申込者が入院治療を要する場合等、入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院または診療所を紹介する等の適切な措置を講ずるものとする。
- 4 事業所は、入居申込者の入居に際しては、その方の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の退居の際は、利用者及びその家族の希望を踏まえたうえ、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。
- 6 事業所は、利用者の退居に際しては、利用者またはその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービスまたは福祉サービス事業者との密接な連携に努めるものとする。

(入居にあたっての留意事項)

第9条 入居にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。
- (2) 利用者は、努めて健康に留意するものとする。
- (3) 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。
- 2 利用者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
 - (4) 管理者が指定した場所以外で喫煙および飲酒ならびに火気を用いること。
 - (5) 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、または物品を持ち出すこと。
 - (6) その他管理者が定めたこと。

(損害賠償)

第10条 利用者が故意または過失によって事業所の設備等に損害を与えたときは、その損害を弁償させまた原状に回復させることができる。

(利用者の入院にかかる取扱い)

第11条 事業所は、利用者について、病院等に入院する必要が生じた場合であって、入院

後概ね1か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該利用者及びその家族の希望などを勘案し必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該事業所に円滑に入居することができるようにするものとする。

- 2 事業所は、利用者の入院期間中の取り扱いについて、食費は欠食として取扱い請求しないが、居住費及び光熱水費については入居中と同様に全額請求をするものとする。

第五章 利用者に提供するサービス内容及び利用料その他費用の額

(介護内容等)

- 第12条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うこととする。
- 2 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護は受けさせない。
 - 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(利用料及びその他の費用)

- 第13条 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、本人負担分の額とする。
- 2 前項に規定するもののほか、利用者の利用に応じ、同表で定める額を徴収する。
 - 3 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者またはその家族の同意を得るものとする。

(その他、同表で定めた費用)

- 第14条 事業者は、次の各号に掲げる費用の額を利用者から受けることができる。
- | | |
|--|-----------------|
| (1) 入居費(家賃) | 53,000円(月額/30日) |
| (2) 食材料費(1,000円/日) | 30,000円(月額/30日) |
| (3) 光熱水費(共用部分) | 20,000円(月額/30日) |
| (4) 教養娯楽費 | 実費 |
| (5) 理美容代 | 実費 |
| (6) 個人専用の家電製品の電気料金 | 1品目につき40円(日額) |
| (7) 全各号のほか日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。 | |
- 2 前項6号に規定するものの具体的内容及び具体的費用に関しては、管理者が別に定める。
 - 3 事業者は、第1項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらか

じめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者またはその家族の同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、あらかじめ利用者またはその家族に対し説明を行い、利用者またはその家族の同意を得ることとする。

第六章 非常災害対策

(非常災害対策)

第15条 事業者は非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

- 2 事業者は、非常災害対策に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行う。
- 3 利用者は、前項の対策に可能な限り協力しなければならない。
- 4 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第七章 その他の運営に関する重要事項

(協力医療機関等)

第16条 事業所は、利用者の病状の急変などに備えるために、あらかじめ協力医療機関を定めておくものとする。

- 2 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連携及び支援の体制を整えるものとする。

(衛生管理及び感染症対策)

第17条 事業者は、利用者の使用する食器その他の設備または飲料水について衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適切に行うものとする。

- 2 事業者は感染症または食中毒が発生、まん延しないように、次の各号に定める措置を講じるものとする。
 - (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 職員に対して、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修会並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するものとする。

(掲示)

第18条 事業者は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

(秘密保持)

- 第19条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。
- 2 事業者は、事業所の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じることとする。
- 3 事業者は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。

(苦情の処理)

- 第20条 事業者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者またはその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(事故発生時の対応)

- 第21条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに長岡市、利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

(虐待の防止)

- 第22条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的実施する。
- (4) 前3号に定める措置を適切に実施するために担当者を置くものとする。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者等(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとし調査に協力するよう努める。

(緊急時等の対応)

- 第23条 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかにかかりつけの医師または事業所が定めた協力医療機関等への連絡を行う等、必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定)

- 第24条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければ

ばならない。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職員の研修)

第25条 職員の資質の向上を図るための研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

- 2 職員の研修を次のとおり実施するものとする。
 - (1) 採用時研修 採用時に実施
 - (2) 継続研修 年3回以上実施
- 3 事業者は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第26条 事業者は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から事務処理規程及び個人情報に関する文章等管理規程に基づいた年数を保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第27条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めるものとする。

- 2 事業者は、職員の資質の向上を図るための研究、研修の機会を設けるものとする。

(地域との連携)

第28条 事業者は、その運営にあたって、地域住民またはボランティア団体との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

(地域運営推進会議)

第29条 事業者は、提供するサービスを地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、地域運営推進会議を設置するものとする。

- 2 地域運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、長岡市または長岡市地域包括支援センターの職員及び提供するサービスについての知見を有する者で構成するものとする。
- 3 地域運営推進会議の開催はおおむね2ヶ月に1回以上行うものとする。
- 4 地域運営推進会議は提供するサービスの活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必

要な要望、助言等を聴く機会を設けることとする。

- 5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

第30条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営管理に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年9月15日から施行する。

附 則（平成23年2月18日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月2日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月8日）

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。